

令和5年8月10日14時00分

近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

京都土木株式会社

期間: 令和5年8月10日から令和5年10月9日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

京都土木株式会社が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年8月10日  
近畿地方整備局

## 京都土木(株)に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

京都土木(株)は、令和5年6月27日付けで建設業許可部局(京都府)より、以下の監督処分を受けた。

審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者(京都府及び京都市)が資格審査に用いた。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となった。

### 2. 指名停止措置理由

京都土木(株)が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：京都土木(株)

京都府京都市西京区大原野上里鳥見町8-18

代表取締役 徳山 正夫

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年8月10日から令和5年10月9日まで(2ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)